

- ◆ 次世代育成支援対策推進法（平成17年4月1日施行）※平成27年3月31日を期限とする10年間の時限立法
  - 国が定める指針に即して、都道府県は5年を1期とする「行動計画」を策定し、次世代育成支援に関する10年間の集中的・計画的な取組を推進する。
- ◆ 次世代育成支援地域行動計画策定指針（平成15年8月）
  - 自治体は、次世代育成支援対策推進法に基づく5年を一期とした計画を平成16年度中に策定し、5年後に見直す。（前期17～21年度 後期22～26年度）
  - 次世代育成支援対策推進法による施策は、各年度において実施状況を把握、点検しつつ、実施状況を公表する。

